

Weekly Report

第596号
令和3年4月5日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

4月から適用される主な税制

◎住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の拡

充……本年4月～12月に住宅の新築等に係る契約締結をした場合の非課税枠は、省エネ等住宅1500万円・一般住宅1千万円(消費税率10%適用の住宅)です。また、受贈者の合計所得金額が1千万円以下の場合には床面積要件が40㎡以上になります。

◎教育資金に係る贈与税の非課税措置の見直し…

…契約終了前に贈与者が亡くなった場合の残額は、贈与から経過した年数にかかわらず相続財産に加算します(受贈者が23歳未満や在学中などの場合は除く)。また、受贈者が孫等である場合には相続税額の2割加算が適用されます。

◎結婚・子育て資金に係る贈与税の非課税措置の

見直し……贈与者が亡くなった場合の残額(相続財産に加算)は、受贈者が孫等である場合に相続税額の2割加算が適用されます。

◎所得拡大促進税制の見直し……適用要件を「雇

用者給与等支給額(国内雇用者全体の給与等支給額)が前年度比1.5%以上増加」に見直します。

◎中小企業投資促進税制の見直し……指定業種に

「不動産業」、「物品賃貸業」などを加えます。

◎自動車税・軽自動車税の環境性能割の見直し等…

…環境性能割を令和12年度燃費基準の達成度に応じた税率区分に見直し、クリーンディーゼル車を構造要件による非課税の対象から除外します(激変緩和措置を設ける)。また、グリーン化特例(軽課)の対象からクリーンディーゼル車を除外します。

◎税務関係書類における押印義務の見直し……税務署長等に提出する税務関係書類について、一部を除き押印義務を廃止します。

グリーン住宅ポイントの完了前申請が開始

令和2年12月15日から令和3年10月31日までに契約を締結した一定の省エネ性能を有する住宅の新築や、既存住宅の購入、リフォーム、賃貸住宅の建築に対して、様々な商品や防災などに対応する追加工事と交換できるポイントを付与する「グリーン住宅ポイント制度」が創設されました。

本制度では、工事等の完了前にポイント発行申請を行うことができ、その完了前申請の受付が開始されました(既存住宅の購入は除く)。

なお、完了前申請によりポイントの発行を受けた場合、引渡し後に完了報告を提出する必要があります。完了報告を提出しない場合は、利用したポイントの返金(1ポイント=1円)が必要です。

新たな保証制度「伴走支援型特別保証」

新型コロナの影響を受けた中小企業者が金融機関と相談しながら経営改善の取組を進めることを後押しする新たな信用保証制度「伴走支援型特別保証」が開始されました。

これは、売上が15%以上減少している等の一定要件を満たす中小企業者等が、「経営行動計画書」を作成したうえで、金融機関による継続的な伴走支援を受ける場合に信用保証料の負担を大幅に引下げる制度となり、保証限度額は4千万円、保証料率は0.2%です。